

## 医療機関を受診するためには「健康保険証」の提示が必要です!

### 提示 健康保険証は必ず持参しましょう

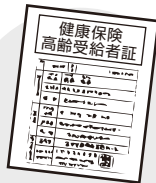
継続して通院している方 ▶ 月に1回の提示

70歳から74歳の方

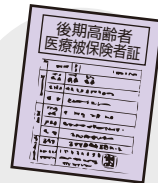
▶ 国民健康保険の保険証と高齢受給者証の提示

75歳以上の方

▶ 後期高齢者医療被保険者証を提示



高齢受給者証



後期高齢者  
医療被保険者証



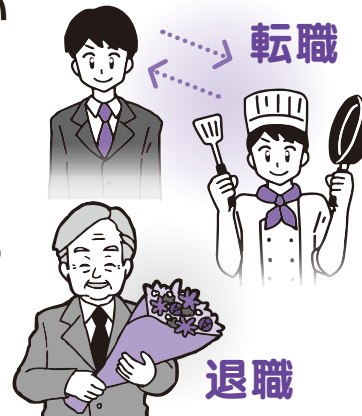
### 転退職 転職・退職の場合の手続き

退職日までに保険証を返却しなくては  
いけません

※被扶養者(配偶者や子どもなど)の保険証も  
一緒に返却してください

退職後、新たな就職まで  
期間が空く場合には

- ▶ 国民健康保険に加入する
- ▶ 任意継続の手続きをする
- ▶ 家族の扶養に入る



ご要望は何なりとご遠慮なくお寄せください  
**岩手県医師会**  
「お元気ですか」次回の掲載は4月28日(水)です。

〒020-8584 盛岡市菜園2丁目8-20 TEL.019-651-1455 FAX.019-654-3589

協賛/岩手県医師信用組合・岩手県予防医学協会・JA岩手県厚生連



**こども救急相談電話**  
受付時間/午後7時~午後11時

**☎ 019-605-9000**  
または ☎ #8000 ※PHSダイヤル回線・IP電話の方は上記の番号をご利用ください。